

## 国民年金

### ご存知ですか 国民年金には 障害基礎年金と遺族基礎年金があります

国民年金からは、65歳から老齢基礎年金が支給されますが、そのほか、不慮の事故のための障害基礎年金と遺族基礎年金が支給されて国民の暮らしを守ってくれます。

▼問合せ 保険年金グループ  
加古川年金事務所 ☎079(427)4743

#### 障害基礎年金

障害基礎年金は、障害の原因となった病気やケガの初診日が国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間にある方が、一定の障害の状態になったときに支給されます。年金額は、障害の程度が一級のとときが99万100円(平成22年度価格・年額・以下同じ)、それより軽い程度の二級のとときが79万2千100円です。また、障害基礎年金には子(生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で1級・2級の障害の状態にある子・以下同じ)の加算額があつて、その額は1人について7万5千900円(ただし、

2人目までは1人について22万7千900円)です。

#### 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間に亡くなったときに、亡くなった方に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます(子については年齢などの条件があります)。年金額は、子が1人の妻に支給されるときが102万円、1人の子だけに支給されるときが79万2千100円です。また、子が2人以上のときには、いづれについても障害基礎年金と同様の加算が行われます。

#### 年金受給のための条件

障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには、初診日など(障害基礎年金では初診日、遺族基礎年金では死亡日・以下同じ)のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならぬ期間」のうち、3分の2以上の期間が、①保



険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であるという「保険料の納付要件(3分の2要件)」を満たす必要があります。

※「国民年金に加入しなければならぬ期間」は、原則として20歳から60歳になるまでの期間ですが、海外に在住している期間や、厚生年金などから老齢年金を受けている期間を除かれます。

※厚生年金の加入期間や、第三号被保険者の期間は、「保険料を納めた期間」とされます。また、「3分の2要件」を満たせなくとも、平成28年3月までに65歳未満で初診日などがある場合、初診日などのある月の前々月までの1年間の全ての期間が①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であればよいことになっています。

なお、遺族基礎年金は、老齢基礎年金を受けている方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなったときにも支給されますが、このときは前記の保険料納付要件を満たす必要がありません。ご自分が、保険料納付要件

を満たしているかどうかご心配な方や国民年金の詳細をお知りになりたい方は、保険年金グループまたは年金事務所にお問い合わせてください。

#### 厚生年金の加入者は

障害基礎年金と遺族基礎年金は、厚生年金の加入者にも支給されます。詳細は年金事務所にお問い合わせてください。

また、年金の相談については、電話による「ねんきんダイヤル」を利用することもできます。これを利用すると、一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、市内通話料金のみで利用できます。

ねんきんダイヤル  
☎0570(05)1165

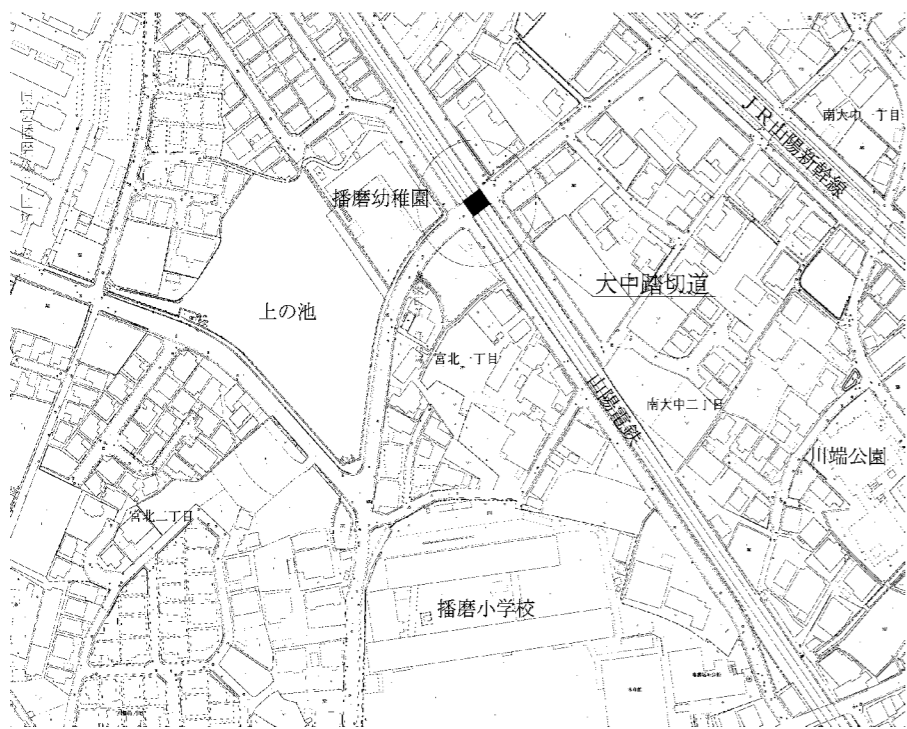
▼問合せ 保険年金グループ  
☎079(435)2581  
加古川年金事務所  
☎079(427)4743  
※年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、日本年金機構のホームページもご利用ください。  
<http://www.nenkin.go.jp/>

## 山陽電鉄大中踏切道の 拡幅工事のお知らせ

▼問合せ 土木グループ ☎079(435)2365  
FAX079(435)0592

通学路の安全確保のため踏切道を拡幅します。工事はおおむね夜間に行い、作業中は踏切道を通行することが出来ません。通行止め期間は、看板などでお知らせします。ご協力をお願いします。

▼工期 平成23年3月14日まで(予定)



## 国民健康保険

### 8月1日から国民健康保険高齢受給者証が 新しくなります

8月1日から国民健康保険の高齢受給者証が新しくなります。対象者には7月下旬に新しい受給者証を郵送します。8月から医療機関にかかるときは、必ず窓口で新しい受給者証と国民健康保険被保険者証を提示してください。

同一世帯の世帯主および国民健康保険被保険者の平成22年度の住民税が非課税の方は、国民健康保険入院時一部負担金限度額適用・標準負担額減額認定申請書の提出(および、認定証を交付します。

入院時の医療費や食事代の負担が減額される場合がありますので、申請してください。

▼申請に必要なもの 国民健康保険被保険者証、高齢受給者証、印鑑

70歳未満の人が入院する時は、ご相談ください

70歳未満の人が入院した時は「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示することで、窓口での支払額が自己負担限度額までとなります。

この認定証は、申請により交付します。ただし、国民健康保険税を滞納されている世帯には交付できない場合があります。(住民税非課税世帯に該当する人には、入院中の食事代の減額を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します)

また、すでに認定証をお持ちの人は、有効期限が平成22年7月31日までとなっているので、引き続きご希望であれば再度申請してください。

国民健康保険税の申告をお忘れなく

申告された所得によって、高額療養費の自己負担限度額や、保険税が軽減される場合があります。

国民健康保険に加入されている世帯の世帯主及び被保険者の方は、必ず申告をしてください。ただし、所得税の確定申告が、町民税の申告をされている方は必要ありません。

※収入がなかった方も、必ず申告してください。

▼問合せ 保険年金グループ  
☎079(435)2581  
※所得の申告については税務グループにお尋ねください。  
税務グループ  
☎079(435)0358

# 播磨町子育て支援センター

- わくわくの森支援センター(南部子育て支援センター)  
☎079(437)4188
- ニコニコの森支援センター(北部子育て支援センター)  
☎078(944)0717
- 福祉グループ ☎079(435)2362



## 父子家庭にも児童扶養手当が支給されます

平成22年8月分の手当から、父子家庭にも児童扶養手当が支給されます。(平成22年8月11月分の手当の振り込みは、同年12月です)

手当を受給するためには申請が必ず必要ですので、支給要件に該当している人は平成22年11月30日(火)までに申請してください。

※所得制限があります。  
※平成22年11月30日(火)を過ぎると手当の支給は申請のあった翌月分からはなりません。  
● 児童扶養手当とは？  
父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と

自立を促し、児童の福祉のために支給される手当です。  
▼ 手当月額 認定請求する人の所得に応じて手当額が変動します。

児童1人の場合、全部支給月額4万1千720円。一部支給月額4万1千710円〜9千850円。児童2人目は、月額5千円が加算されます。児童3人目以降は、1人月額3千円が加算されます。

▼ 手当の振込月 毎年4月、8月、12月にそれぞれ前月までの手当が支給されます。  
※支給要件があります。詳しくはお問い合わせください。  
▼ 問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

## 「ご存知ですか?」特別児童扶養手当

身体、精神または知的に障害のある、20歳未満の児童を養育する父や母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

※支給要件があります。詳しくはお問い合わせください。  
▼ 問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

児童扶養手当を受けている方は、「現況届」を8月2日(月)〜31日(火)までの間に、特別児童扶養手当を受けている方は、「所得状況届」を8月11日(水)〜9月10日(金)までの間に、提出することになっています。該当者には通知しますので、受付期間内に、必ず提出してください。

この届を期限内に提出されないと、8月以降の手当が受給できませんので、ご注意ください。  
▼ 問い合わせ 福祉グループ ☎079(435)2362

## 3人乗り(幼児2人同乗用) 自転車のレンタサイクル始めます!

平成21年7月から、兵庫県道路交通法規則改正により、安全基準を満たした自転車に限って3人乗り自転車(幼児2人同乗用)が認められ、幼児2人を乗せることができるようになりました。

しかし、この「3人乗り自転車」は一般の自転車より割高となることから、普及が進んでいません。

そこで、播磨町では「3人乗り自転車」普及啓発のために「まず安全性を体感してもらう」ことから、3人乗り自転車試乗モニターを、2回にわたり6カ月間普及啓発を進めてきましたが、長期的な交通安全意識の普及とあわせて子育て支援の観点からレンタサイクルへ移行するごっこします。



▼ 申込み・問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

かかる賠償は利用者負担で利用者責任(傷害保険は利用者負担)

・ 自転車の返却又は利用期間の更新に際しては、利用者負担による点検整備を行う  
・ 自転車の盗難などの弁償にかかる費用は、利用者負担

また、自転車の安全運転の意識向上の普及啓発として、

交通安全講習を受講することや啓発事業への協力をさせていただきます。

▼ 申込み 8月16日(月)〜9月3日(金)までに、申請書を福祉グループへ提出してください。郵送でもかまいません。申請書は、ホームページでダウンロードできます。

▼ 問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

## 北部子育て支援センター

### 1歳児講座「イヤイヤなんてこわくない！」

自我が芽生えてくると必ずやってくる『イヤイヤ期』。『イヤイヤ期』を乗り越えるにはどうしたらいいのでしょうか。みんなで一緒に考えませんか?

▶ 日時 9月6日(月) 10:00~11:30

▶ 場所 北部子育て支援センター  
※駐車場が少ないので、徒歩、自転車でお越しください。

▶ 対象 1歳児(平成20年4月~21年3月生まれ)の子ども保護者

▶ 講師 新谷 敦子先生(臨床心理士)

▶ 定員 先着30人

※この講座は母子分離での受講となります。託児を希望される方は申し出てください。(託児定員 先着20人)

▶ 申込み・問合せ 8月2日(月)午前9時から北部子育て支援センターで受け付けます  
北部子育て支援センター ☎078(944)0717



## 子育てを漢字1文字で表すとしたら...

大北智子さん(主任児童委員)より

「笑」子育て中は大変なことが多い中笑顔が忘れられないためにも、笑うことは活力があふれる。子育てを笑顔で楽しんで!!

田中喜美子さん(主任児童委員)より

「癒」子どもたちのいろいろな言葉や行動で心が和むことが多いです。

募集中! あなたのイメージは、どんな漢字でしょうか?

福祉グループ ☎079(435)0831  
〒675-0182 播磨町東本荘1丁目5番30号

## 赤ちゃんを地域で見守る こんにちば赤ちゃん事業

子育て中のお母さんや赤ちゃんを見かけたら温かい目で見守り笑顔で地域へ迎えましょう。

▼ 問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

播磨町では、平成21年4月以降に生まれた赤ちゃんがいるすべての家庭を対象に、「こんにちば赤ちゃん事業」を実施しています。  
生後4カ月までに地域の民生委員児童委員と主任児童委員が訪問し、育児に関するお話を聴かせていただいたり、子育てに関する情報をお届けしたりしています。この取り組みを通して子育て中の家庭

平成21年7月から訪問開始して、3月までに245件の赤ちゃんのいるご家庭に訪問しました。

## 訪問をしてみても...

(民生委員児童委員さんのつぶやき)

- 最近では赤ちゃんとふれあうこともなかったけど、赤ちゃんと出会えてよかったです
- とってもすてきな笑顔でお話できました
- 不安に思われていること、少しでも解消してあげられたかな...
- お母さんとお話ができるきっかけができました

